

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
オンライン型生活困窮者等学習支援事業	2025年4月1日	株式会社トライグループ	31,355,973	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。 オンライン型学習支援事業の実施については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、学識経験者等で構成する令和6年度神戸市生活困窮者自立支援事業等委託団体審査委員会(令和7年2月10日開催)において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
家計改善支援事業	2025年4月1日	社会福祉法人グリーンコープ	26,016,000	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。 家計改善支援事業の実施については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、学識経験者等で構成する令和6年度神戸市生活困窮者自立支援事業等委託団体審査委員会(令和7年2月10日開催)において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
生活困窮者学習支援事業	2025年4月1日	NPO法人ブレーンヒューマニティー NPO法人こうべユースネット 株式会社トライグループ	64,519,727	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。 学習支援事業の実施については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、学識経験者等で構成する令和6年度神戸市生活困窮者自立支援事業等委託団体審査委員会(令和7年2月10日開催)において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
知的障害者福祉就労促進事業運営委託契約	2025年4月1日	株式会社いくせい	483,994,500	知的障害者福祉就労促進事業は、知的障害者の就労の場の拡大を図るとともに、その特性を引き出し、支援・指導するという性質をあわせもつ事業であり、単に経済的効率性を求めるべき性格の事業ではないため、競争入札に適さない。また、知的障害者が働き続けるためには指導面や体力、年齢等への配慮が必要であるが、当該業者は様々な事業所で事業を行っていることから、個々の障害者の体力、年齢に合わせ、配置転換等により一人ひとりにあった仕事をさせることができる企業である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
生活保護費の支払事務委託契約	2025年4月1日	株式会社 三井住友銀行	8,092,000	本事業者は、本市の指定金融機関であり、従前から生活保護費の支払業務に関わっている。 生活保護費の支払事務については、安全性やリスク管理の観点から、現金支払業務から現金の袋詰業務、現金の警送業務までを一体的に実施する必要があると考えており、本事業者は一体的に実施できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
高齢者見守り調査事業委託契約	2025年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	32,500,000	本事業者は、地域福祉の専門的知識や情報を持ち、各区の社協を通じて民生委員と連携して高齢者見守り台帳の整備・友愛訪問ボランティアへの支援を行うことにより、地域見守り活動の中心的な役割を果たしている団体である。 本事業の実施においては、民生委員やあんしんすこやかセンターなど、見守り関係機関との調整が不可欠であり、従前から見守り関係機関との連携体制を構築している本事業者以外に実施が困難である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
令和7年度 神戸市民生委員・児童委員システム(活動報告機能)運用保守業務	2025年4月1日	楽天モバイル(株)	26,419,195	民生委員・児童委員システムの活動報告機能にかかる運用保守業務を正確かつ円滑に遂行できるのは、アプリの著作権を有しており、開発等を通じて蓄積した業務プロセス等の知識や十分なノウハウを有している楽天モバイル(株)のみである。また、タブレット端末・通信SIM等は別途調達を予定していることから、データ移行等にかかる費用や短期間での端末変更等にかかるリスクを踏まえて、現行端末を利用することが効率的であると考えられることから、現行端末を延長利用を想定しており、それらを一体的に受託可能であるのは本事業者が唯一であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
令和7年度福祉情報システム標準化 対応業務	2025年4月1日	(株)アイネス 営業本部	18,359,352	福祉情報システム・生活保護システムは(株)アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している(株)アイネス関西支社のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
要援護者支援センター運営事業委託 契約	2025年4月1日	特別養護老人ホームを運営する社会福祉 法人(21法人)	48,300,000	要援護者支援センターについては、基幹福祉避難所という機能に基づき、施設の立地条件や規模を踏まえ、公設民営施設である全市12か所の高齢者介護支援センターに加え、有識者による検討会(平成30年10月開催)での意見を参考として、9か所の特別養護老人ホームを指定している。本事業の目的を達成できるのは、本施設を運営し地域と連携しながら、基幹福祉避難所開設訓練、施設の体制確保、職員の教育、マニュアルの整備などを進め、災害対応に関する経験を蓄積している本委託先のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
診療(調剤)報酬の審査及び支払に 関する委託契約	2025年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	52,812,000	生活保護法による医療扶助運営要領(昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会・局長通知)第5ー1―(1)において、診療報酬の審査機関は社会保険診療報酬支払基金審査委員会とし、支払機関は支払基金とされているため競争入札に馴染まない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
介護報酬の審査及び支払に関する委 託契約	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	18,319,000	生活保護法による介護扶助運営要領(昭和12年3月31日付社援第825号厚生省社会局長通知)において、介護報酬の審査機関は国民健康保険団体連合会に設けられた介護給付費審査委員会とし、支払機関は国民健康保険団体連合会とされているため競争入札になじまない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
オンライン資格確認等システム及び 医療保険者等向け中間サーバー等 における電子資格確認等事務に関す る委託契約	2025年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	3,721,000	医療扶助に係るオンライン資格確認等に関する事務は、「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による改正後の生活保護法第80条の第4条第1項に基づき、保護の実施機関が社会保険診療報酬支払基金に委託することとなっており、令和5年9月21日付社援保発0921第1号「医療扶助に係るオンライン資格確認等に関する事務の社会保険診療法主支払基金への委託について」にて社会保険料診療報酬支払基金と委託契約を締結することとされているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
災害時要援護者支援に係る専門家 派遣事業	2025年4月1日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	2,969,000	専門家として地域の支援活動団体のサポートを行うには価格以外での適切なアドバイスができる等の適正が求められる。そのため本市におけるまちづくりの知見を有しており、地域に合った専門家の選定ができる一般財団法人 神戸住環境整備公社が適していると判断する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
民生委員・児童委員研修業務	2025年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	2,570,000	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会は、神戸市民生委員児童委員協議会事務局を担っており、民生委員・児童委員と密接な関係にある。また、民生委員・児童委員の全国レベルの研修は全国社会福祉協議会が実施しており、他都市の状況としても概ね社会福祉協議会が実施している状況であり、研修実施について円滑かつ適正な遂行を行うため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸市就労支援事業	2025年4月1日	株式会社 アソウ・ヒューマニーセンター	27,158,000	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。業務を実施するためには、事業の継続性、高い知識、ノウハウが求められるものであり、引き続き令和6年度と同事業者に運営させる必要があるため競争入札に適するものではない	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸市就労準備支援事業	2025年4月1日	一般社団法人 キャリアエール	22,000,000	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。業務を実施するためには、事業の継続性、高い知識、ノウハウが求められるものであり、引き続き令和6年度と同事業者に運営させる必要があるため競争入札に適するものではない	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸市臨床心理士サポート事業	2025年4月1日	一般社団法人 キャリアエール	7,100,000	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。業務を実施するためには、事業の継続性、高い知識、ノウハウが求められるものであり、引き続き令和6年度と同事業者に運営させる必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸市生活困窮者自立相談支援事業に係る地域づくり事業	2025年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	246,151,000	本業務は、受託者が相談対応や、適切な関係機関等へつなぐ事業であることから、安定的に事業を実施できる団体は当該法人以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸市成年後見支援センターの運営業務に係る委託契約	2025年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	57,819,300	本事業は事業の性質上、公正・中立な立場での実施が求められるため、民間事業者や他の福祉団体への委託や競争入札にはなじまない。 なお、本事業は、法人後見業務や権利擁護事業(権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業)などの業務を実施している神戸市社会福祉協議会に委託することで、権利擁護事業全般について、包括的・効果的な事業運営が期待できる。また、市内においては、法人後見等受任の実績等があり、かつ公平・中立的な立場で、安定的に事業が実施できる団体は当団体以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
権利擁護事業の実施業務に係る委託契約	2025年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	8,376,500	本事業は事業の性質上、公正・中立な立場での実施が求められるため、民間事業者や他の福祉団体への委託や競争入札にはなじまない。 なお、委託内容である相談窓口の運営において、相談後の実際の支援として「日常生活自立支援事業」(判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理を実施)があるが、この事業は国の補助制度上、実施主体が社会福祉協議会に限定されているため、権利擁護相談全体を一体的に市社協に委託することで、日常生活自立支援事業との連携が取れ、相談から実際の援助まで制度の一体的な利用につながる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
中国帰国者等に対する日本語教室及び交流事業等の実施に関する委託契約	2025年4月1日	①神戸中国帰国者日本語教室ボランティア協会 ②中国「残留日本人孤児」を支援する兵庫の会 ③神戸市定住外国人支援センター	①4,602,000 ②2,586,000 ③2,358,000	左記3団体は、当該事業開始以前から中国残留邦人・中国帰国者の支援を行っており、支援のノウハウを持つ団体である。神戸市内を拠点に活動する団体は3団体しかなく、左記1、2の団体に対しては平成20年度より、3の団体に対しては平成24年度より本事業の実施を委託しているが、各年度、誠実に履行されていると認められるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸市生活困窮者居住支援事業	2025年4月1日	特定非営利活動法人神戸の冬を支える会	30,705,000	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。 実施上、ホームレス等の生活困窮者に対する支援等に関する専門的な知識・技術・ノウハウや支援実施方法の工夫等を必要とするものであり、業者選定において価格以外の要素を重視して判断する必要があるため、競争入札には適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
令和7年度住記・共通基盤・後期連携標準化に係る介護保険システム改修	2025年4月1日	(株)日立製作所 神戸支店	47,744,400	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局介護保険課
神戸いきいき健康サポートシステム連携標準化に係る介護保険システム改修	2025年4月1日	(株)日立製作所 神戸支店	27,232,392	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
令和7年度あんしんすこやかセンター事業	2025年4月1日	52法人75か所	2,063,764,000	令和2年度、センター運営を受託する事業者を公募し、外部有識者等により構成する選考評価委員会にて選考を実施後、令和2年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会において、令和3年～8年度の間、事業を受託・実施することが妥当であると承認された法人と契約を行う。(うち2圏域は令和4・6年度に事業者を公募し、法人決定) また、地域の高齢者を支える中核機関として介護保険サービスに関する知識や実績が必要であるため、神戸市内において、介護保険サービスを提供する事業所を有している法人を選定している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
神戸市介護保険料コンビニエンスストア収納代行業務委託契約	2025年4月1日	株式会社 電算システム	17,138,000	平成29年6月に公募型プロポーザル方式により委託決定した㈱電算システムの仕様に合わせて収納データ送受信のシステム構築および納付書レイアウトの変更等)を行っており 他の事業者に変更した場合には、 ①新たな事業者からのデータ受信に対応するシステム構築等が必要となるが、令和11年度にシステム標準化を控えており、標準化指針と異なる改修が必要となった場合、短期間しか運用しない現行システムの改修費用を投資する必要があるが生じること ②仕様の変更を繰り返すことは、既に発行済みの納付書での支払が不可となる可能性があるなど公金収納の安全性・安定性の面からも好ましくないことから、本事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
地域支え合い活動推進事業	2025年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	78,090,000	神戸市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉やコミュニティワークの専門知識・技術を有している団体であり、全市的かつ総合的に地域福祉事業を実施できる市内唯一の団体である。 本事業においては、生活支援・介護予防基盤整備事業を行うことから、あんしんすこやかセンターの地域支え合い推進員や民生委員等の地域団体と連携し、専門的な観点から地域コミュニティの実態を把握し、適切な資源開発やニーズの把握を行う必要がある。そのために専門性を有する人材の確保や、安定的かつ効率的な事務遂行できる団体は本事業者以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
こうべ健康いきいきサポートシステム フレイルチェック仕様変更対応にかかる委託契約	2025年4月1日	株式会社さくらケーシーエス	2,178,000	本システムは、株式会社さくらケーシーエスが既存のパッケージソフトを基に構築しシステム全般の管理を担当しているため、本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、開発に従事し十分なノウハウとパッケージのライセンスを有している株式会社さくらケーシーエスのみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
福祉情報・生保システム連携標準化に係る介護保険システム改修	2025年4月1日	(株)日立製作所 神戸支店	37,811,070	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局介護保険課
共通基盤システム連携標準化に係る介護保険システム改修	2025年4月1日	(株)日立製作所 神戸支店	6,818,625	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
神戸市介護保険関連システム再構築 支援業務	2025年4月1日	有限責任監査法人トーマツ	94,820,000	有限責任監査法人トーマツは、令和4年度より本市のシステム標準化支援業務を実施しており、本市の現行業務・現行システム機能と標準仕様書とのフィット&ギャップ分析、現行業務の見直し作業をこれまで実施している。引き続き、標準仕様書改版に伴う標準仕様書と現行事務・現行システム機能とのフィット&ギャップ分析による課題の整理、現行業務の見直し、システム移行計画等の策定等を行う必要があるが、システム標準化に向けて確実に業務を履行できるのは、有限責任監査法人トーマツのみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸市70歳フレイルチェック実施業務	2025年4月1日	公益財団法人 兵庫県予防医学協会 兵庫県厚生農業協同組合連合会 一般社団法人 神戸市薬剤師会	22,390,000	【集団健診会場での実施：予防医学協会・厚生農業協同組合連合会】 集団検診等と一体的に実施することにより、フレイルチェックの保健指導を実施する医療専門職を確実に確保できるため、効率的に実施できる。また、市民が健診と同時に受検できること、全市にわたる集団健診会場において受検機会を提供できることから、市民サービスの向上、および受検率向上が期待できるため。 【薬局での実施：神戸市薬剤師会】 神戸市薬剤師会は、服薬状況等を踏まえてフレイルチェックの結果説明や保健指導できる薬剤師を有し、医療機関の近隣の薬局が市内全域にわたって加入している唯一の団体である。薬局では、処方箋を持って訪れる70歳の市民に対して個別に勧奨するなど意識が高くない層にもアプローチが可能であることや、集団健診会場に行けない市民に対しても受検機会を広く確保することができ、効率・効果的に実施できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険要介護認定調査に伴う業務委託（市内在宅者）	2025年4月1日	社会福祉法人まなの会	2,772,000	介護保険法上（第28条5項・6項）、更新認定に係る調査は指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設に委託し、これらに属する介護支援専門員に調査させることができるとされている。 市内在宅者に対する要介護認定調査については、認定調査に関する指導や方針の共有、精度管理等、要介護認定の適正化が図られることから、地域包括支援センター併設指定居宅介護支援事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
年金収入増加に伴う基準額引き上げシステム改修	2025年4月1日	(株)日立製作所 神戸支店	20,766,900	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険認定審査会支援システム専用端末機器更新の設定に係る業務委託	2025年4月1日	株式会社両備システムズ	2,002,000	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、十分な知識とノウハウを有しており、本システムの構築業者かつ運用保守業者である㈱両備システムズのみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
リハビリ専門職によるケアマネジメント支援事業	2025年4月1日	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団	15,000,000	本業務は、高い専門知識をもつリハビリ専門職が、ケアプラン作成者と共に要支援者の自宅訪問を行い、ケアマネジメントに関する専門的な助言指導を求められることから、業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要があるため、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
歯・口腔を介しての介護予防に関する業務に係る委託契約	2025年4月1日	公益社団法人 神戸市歯科医師会	8,300,000	業務の性質、目的が競争入札に適しない業務であり、特命随意契約の相手方である神戸市歯科医師会は、歯科医療機関が加入している全市をカバーする唯一の団体として、長年にわたる口腔ケアの普及啓発に関する実績を有しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
介護保険認定審査会支援システム運用保守業務	2025年4月1日	㈱両備システムズ	24,090,000	当該システムを運用するにあたっては、システム内容や機器仕様を熟知し、効率よく運用するオペレーターが作業を行う必要がある。株式会社両備システムズは同システムの開発業者で、当該システムは同業者が保有する著作物を使用しているとともに、使用機器に熟知し、プログラム管理、データ管理でも実績があり、本市との契約においても適宜業務改善を行ってきた結果、委託開始当時より処理件数が倍増してきているにもかかわらず、人員体制を変更することなく対応できてきた。また、当該システム保守は同業者が保有する著作物を使用しているため、他の業者に変更することはできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険制度に伴う主治医意見書作成に係る研修事業の委託	2025年4月1日	(社)神戸市医師会	5,243,832	主治医意見書の内容については、医学的・専門的立場からの研修が必要であり、神戸市医師会以外に委託先として想定される機関がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険要介護認定調査に伴う業務委託(市内在宅者)	2025年4月1日	市内の地域包括支援センター併設の居宅介護支援事業所(75箇所)	172,788,000	本事業(要介護・要支援認定調査)は、調査員の専門的な知識・技術により訪問調査を行った後、被保険者個人の状態像をテキストに則して調査票を作成するものである。事業の性質から、プロポーザルや得点で評価することはできないため、競争入札による契約は適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
地域拠点型一般介護予防事業における介護予防講座支援事業	2025年4月1日	兵庫県栄養士会 兵庫県歯科衛生士会 神戸市薬剤師会 兵庫県看護協会 兵庫県理学療法士会	6,990,000	委託先は、専門職団体として、技能・経験知識を有し、地域リハビリテーションや地域における介護予防に対して第一線で活動をしている。また、人材育成体制があり一定数の専門職を確保でき、安定して専門職を派遣し、質の高い介護予防講座の提供を行うことができる体制が整っている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
地域拠点型一般介護予防事業	2025年4月1日	神戸YWCA等51法人	135,000,000	本事業は地域に根ざした事業であるため、地域において福祉事業や地域活動の実績がある団体に委託することが望ましい。本事業は利用者の見守り・支え合いの関係づくりも構築しているため、委託先を変更することで見守り関係の再構築が必要となり、不便さや信頼性の失墜につながる恐れがある。本事業の趣旨から、高齢者福祉事業や地域福祉事業に実績があり、継続性を保ちながら事業の実施ができるという観点からも、現在の委託先の他に候補はない。なお、委託先は「法人格をもつ」団体に限っている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険システム運用保守業務	2025年4月1日	(株)日立製作所 神戸支店	170,154,600	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険認定管理システム・総合事業管理システムの保守業務	2025年4月1日	㈱野村総合研究所	103,125,000	㈱野村総合研究所は、平成6年8月の「第2回保健福祉情報システム機種選考委員会」において高い総合評価を得て開発業務の委託先とすることが適当とされ、「神戸市福祉情報システム」の開発を行ってきた。開発にあたっては同社が著作権を有する福祉情報総合パッケージ「アソシエ」を基本とし、また、運用監視装置についても同社の「千手(Senju)」を採用し、データベースソフトには同社が推奨する「オラクル」を採用している。そのため、「神戸市福祉情報システム」に含まれていた本システムの保守には「アソシエ」「千手」「オラクル」を一体として扱うための技術・知識が必要であるが、同社は本システムに関する豊富な専門知識とノウハウを有している。他社へ委託した場合には「アソシエ」「千手」についての技術・知識が十分でなく、当市が求める業務内容を達成することは困難であり、また、プログラムの著作権等の問題から、他の業者に情報公開することも困難である。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局介護保険課
障害者総合支援法及び児童福祉法事業所管理システム利用及び運用にかかる委託契約	2025年4月1日	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	2,178,000	本業務を確実に履行するためには、障害者総合支援法指定事業所管理システムに関する技術、ノウハウ、専門知識が必要であり、業務を遂行できるのはシステム提供事業者であるニッセイ情報テクノロジー株式会社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局監査指導部

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
認知症地域支えあい推進事業	2025年4月1日	公益社団法人 兵庫県看護協会 公益社団法人 兵庫県栄養士会 公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会 一般社団法人 神戸市薬剤師会 一般社団法人 兵庫県理学療法士会	15,000円 (派遣1回あたり)	本業務は、認知症への理解促進や認知症予防の取り組みを支援することを目的とした各分野における専門性が求められる。また、本事業者は他の事業においても長年の地域への専門職派遣の実績があるだけでなく、それぞれの分野において、市内全域の専門職が加入している唯一の取りまとめ団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
認知症診断助成制度(認知機能検診)	2025年4月1日	神戸市医師会	131,780,000	神戸市医師会は、市内全域にわたって医療機関が加入している、全市をカバーする唯一の団体であり、他の検診等においても長年にわたる実績・信頼性があり、認知症診断助成制度については運用開始からの実績がある。 相当数の医療機関での検診や精密検査の実施、またそのための医療機関の選定や研修、検診・精密検査結果の集約等が必要であり、これらを行うことが出来るのは、神戸市医師会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
神戸市住宅改修助成制度	2025年4月1日	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団	48,884,000	本事業では、作業療法士、建築士、福祉関係職種が、チームを組んで、対象者の自宅を訪問し、身体・生活状況に応じた住宅改修計画を専門的な視点で作成することが必要である。 本事業を適切に実施できるのは、神戸リハビリテーション病院を運営し、病院の作業療法士等の保健・医療関係職種が退院患者の住宅改修相談に応じている実績があるとともに、3職種すべてが在籍し、それぞれの専門職が高齢者の住宅改修工事についてのノウハウを有している本委託先のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
身寄りのないシニア世代への支援業務	2025年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	50,254,776	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスが総合的に提供されるよう援助することを目的とし、社会福祉事業の運営と組織的活動を展開する公共的な団体である。本事業のみならず、市からの受託事業として成年後見支援センター、独自事業として安心サポートセンターも運営しており、両事業は終活課題と密接に関わるものである。また、高齢者の権利擁護に係る相談対応実績も豊富であり、終活総合相談窓口とこれらの窓口が連携して支援にあたるケースも想定される。左記の背景に加え、国による身寄りの無い高齢者のための権利擁護支援モデル事業は、社会福祉協議会においての実施が想定されているという点もふまえると、将来に渡って、新たな終活施策を展開していくことができる唯一の事業者であると考えられる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
第38回こうべ長寿祭運営業務委託	2025年4月1日	(公財)こうべ市民福祉振興協会	2,400,000	本協会は、こうべ長寿祭の運営に参画する各種文化・スポーツ団体と日頃から連携をとっていることや、各種行事の実施にあたり特にノウハウを有していること、こうべ長寿祭推進協議会の事務局を担っていることなどから、代替業者で運営を行うことが困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
認知症疾患医療センター運営事業委託業務	2025年4月1日	①神戸大学医学部附属病院 ②甲南医療センター ③新生病院 ④神戸百年記念病院 ⑤兵庫県立ひょうごこころの医療センター ⑥宮地病院 ⑦神戸市立医療センター西市民病院	73,200,000	本事業は、国が定める「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」に基づく設置要件を満たす病院又は診療所のうち、市長が認知症疾患医療センターとして指定した施設で行うことと定められており、他の病院等では実施することができないため、市が指定した7か所の認知症疾患医療センターに委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
認知症初期集中支援事業	2025年4月1日	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団	88,987,000	神戸在宅医療・介護推進財団は、神戸市内の在宅あるいは地域における高齢者等に対する医療・介護サービスについての推進を図り、高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする団体であることから、本事業で不可欠なチームの中心となる認知症サポート医や市医師会と密接に連携しながら本事業を実施できる唯一の事業者である。また、あんしんすこやかセンターや認知症疾患医療センターをはじめとする関連機関とも密に連携しており、認知症に関する市民からのあらゆる相談に、迅速にかつ丁寧に対応できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
認知症事業等の実施	2025年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	14,783,000	本事業者は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉やコミュニティワークの専門知識・技術を有している団体であり、全市的かつ総合的に地域福祉事業を実施できる市内唯一の団体である。本事業の実施にあたっては、認知症に関する知識、あんしんすこやかセンターや地域団体等との連絡・調整、若年性認知症に関する知識に基づく研修の企画・運営や講師等の調整・連携など、さまざまな要素が求められるが、このような委託事業を実施できる体制を構築している団体は、市内において本事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸市敬老優待乗車証にかかるPiTaPaカードシステム利用契約	2025年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	101,912,000	敬老優待乗車証ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており、委託予定先以外では本業務の履行が著しく困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
神戸市福祉乗車証にかかるPiTaPaカードシステム利用契約	2025年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	50,488,000	福祉乗車証ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており、委託予定先以外では本業務の履行が著しく困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証にかかる払戻しの口座振込対応業務	2025年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	15,472,000	敬老優待乗車証及び福祉乗車証ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており、委託予定先以外では本業務の履行ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
国民健康保険システム運用保守業務	2025年4月1日	(代表者)富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部	248,136,660	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼働している。本運用保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム使用等に係る知識(富士通Japan)及びソフトウェア(FLCS)を要することから、これらの業務を行えるの本事業者が唯一である。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局国保年金医療課
オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会 公益社団法人国民健康保険中央会 社会保険診療報酬支払基金	12,087,864	国民健康保険法第36条第3項に基づき実施する電子資格確認等の事務については、医療保険分野における効率化等を図る観点から、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)及び国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)から委託を受けた公益社団法人国民健康保険中央会(以下「中央会」という。)が共同して設置、運営するオンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等を利用して行うこととされている。そのため、同システムの運営主体である中央会及び支払基金と事務委託契約を締結する必要がある。	地方公営企業法施行令第21条の130	福祉局国保年金医療課
集団健診受診者の事後指導	2025年4月1日	公益財団法人兵庫県予防医学協会	7,034,840	本業務は、本市特定健診の受託事業者において、自機関における受診者を対象に実施することが最も効率的である(特定健診にかかる委託契約は別途締結)。これらの業務を多数の対象者に高い専門性をもって実施できるのは、医師・保健師等の医療専門職が多数在籍し、全市の健診受診者の約半数をカバーする兵庫県予防医学協会の他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
特定健診受診者の健康教室実施に係る業務	2025年4月1日	公益財団法人兵庫県予防医学協会	12,363,936	本業務においては、本市受診者の生活背景や健診結果に加え、生活習慣病の特性を踏まえたプログラムを立案し、年間を通じて教室を運営することが求められる。兵庫県予防医学協会は、本市の特定健診・特定保健指導の受託事業者であり、本市受診者の傾向をよく把握するとともに、医師・保健師等の医療専門職も多数在籍している。また、健康ライフプラザは、生活習慣病に関するプログラム多数保有し、本市事業においても年間を通じて実施してきた実績がある。このため、本業務遂行にあたって必要な人員体制と拠点を有する事業者は、兵庫県予防医学協会の他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
届書受付管理システム(ユーザー登録申請等の機能追加)改修	2025年4月1日	株式会社JSOL	9,219,100	届書受付管理システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。 また、本事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム保守に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。そのため、本業務を正確かつ円滑に遂行できるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	22,099,191	都道府県単位で資格及び給付情報を管理することが出来る国保情報集約システムは国民健康保険中央会が開発し、各都道府県国民健康保険団体連合会へ配布しているシステムである。 本業務を正確かつ円滑に進めるためには、国保情報集約システムが不可欠であり、兵庫県国民健康保険団体連合会はこれを扱える唯一の団体である。	地方公営企業法施行令第21条の130	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
年金システムマイグレーション改修移行対応	2025年4月1日	株式会社JSOL	45,980,000	現行の国民年金システムは本事業者が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。そのため、本事業者に本業務を委託する。また、設計及び運用保守を行っている当該事業者以外に本業務を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム運用に支障を生じ業務が立ち行かなくなる恐れがある。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局国保年金医療課
共通基盤システムのガバメントクラウド移行に伴う設定変更対応(国民年金システム)	2025年4月1日	株式会社JSOL	16,126,000	国民年金システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本システムの検証業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、本事業者以外にシステム検証を施行させた場合、本事業者が実施するシステム保守に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。そのため、本業務を正確かつ円滑に遂行できるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
KDBシステムの利用に係る被保険者マスタ管理業務	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	18,191,000	KDBシステムは、制度上、各都道府県の国民健康保険団体連合会が管理・運営する標準的なシステムであり、本市国保が委託可能な団体は、兵庫県国民健康保険団体連合会の他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
特定健診未受診者対策における受診勧奨に係る業務	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	35,294,160	令和7年度は、兵庫県と連携し、「神戸市をモデルとしたDX活用未受診者対策」を実施する予定であり、株式会社キャンサースキャン及び兵庫県国民健康保険団体連合会は、当該モデル事業の受託者として選定予定である。対象者選定や通知時期の調整、効果検証等の観点で、当該事業者が本業務を一体的に実施することが最も効率的である。本事業は、膨大な受診履歴や問診票回答等のビッグデータを、AIを用いて解析を行い、効果的かつ効率的に勧奨を行うこととしている。また株式会社キャンサースキャンは特定健診の受診勧奨に特化した特許を取得しており、本業務で求められる高い技術・ノウハウを有している。また、分析に不可欠な健診結果データやレセプトデータは兵庫県国民健康保険団体連合会が保有しているため、当該事業者以外に抽出作業が可能な団体は存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
届書受付管理システム運用保守業務	2025年4月1日	株式会社JSOL	32,120,000	本業務を行うためには、システム開発で蓄積された業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識が必須となるが、他事業者ではそれらを保有しないため競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
神戸市国民健康保険特定健診受診者に対するインセンティブ付与事業に係る神戸産農産物発送業務	2025年4月1日	JA兵庫六甲	2,803,500	本事業では、神戸市国民健康保険が実施する特定健診の受診者に対し、神戸市内で栽培された農産物を配送する必要がある。 JA兵庫六甲は、農業従事者によって組織されており、神戸市全域の農家と提携でき、神戸産農産物を安定供給できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
神戸市後期高齢者医療システム、国民年金システム、国民健康保険システムの標準システムの導入に向けた支援業務	2025年4月1日	有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所	170,874,000	有限責任監査法人トーマツは、令和4年度より本市のシステム標準化支援業務を実施しており、本市の現行業務・現行システム機能と標準仕様書とのフィット&ギャップ分析、現行業務の見直し作業をこれまで実施している。引き続きシステム標準化対応に向けて作業を進めるには、本市の現行仕様と標準仕様の差異を把握している必要があるため。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国民健康保険システム改修業務(激変緩和措置の見直し／7年度作業)	2025年4月1日	富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部	18,946,906	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年から稼働している。 本改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
国民年金システム運用保守業務	2025年4月1日	株式会社JSOL	70,620,000	本業務は、既存システムに接続して作業を実施するものであり、既存システムを構築した株式会社JSOL以外の者と契約した場合、システムの運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局国保年金医療課
はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業 システム保守	2025年4月1日	株式会社日立システムズ 関西支社	5,148,000	本業務は、情報システムの運用保守業務であり専門性が高く、作業方法等を受託者に委ねる必要があることから、本市が仕様を具体的に・一義的に定めることができず、請負や調達による契約で処理できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
社会保険被保険者にかかる福祉医療費（一般医療）の審査支払事務の委託	2025年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	164,946,000	医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会（国保連合会）と社会保険診療報酬支払基金（支払基金）の2機関のみとなっており、県内医療機関における福祉医療費（社保分）の請求先については、兵庫県が支払基金と指定しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国民健康保険・後期高齢者医療被保険者にかかる福祉医療費（一般医療）の審査支払事務の委託	2025年4月1日	兵庫県国保連合会	50,805,000	医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会（国保連合会）と社会保険診療報酬支払基金（支払基金）の2機関のみとなっており、県内医療機関における福祉医療費（国保分）の請求先については、兵庫県が国保連合会と指定しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
福祉医療費（柔道整復施術療養費）の審査支払事務の委託	2025年4月1日	兵庫県国保連合会	4,384,000	医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会（国保連合会）と社会保険診療報酬支払基金（支払基金）の2機関であるが、支払基金は柔道整復施術療養費の審査支払が法定されていないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
レセプトデータ作成業務	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	3,499,320	国保法第45条5項に委託できると明記されている	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
神戸市国民健康保険及び神戸市福祉医療に係る第三者行為損害賠償求償事務	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	9,766,000	（国保法第64条3項に委託できると明記されている	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
神戸市国民健康保険料収納代行業務委託契約	2025年4月1日	(株)電算システム	月額基本手数料15,000円/月 収納取扱手数料74円/件	平成15年度にプロポーザル方式により委託決定した㈱電算システムの仕様に合わせて収納データ送受信のシステム整備を行っている。他の事業者に変更する場合、新たな事業者からのデータ受信にも対応するシステム対応が必要であるが、国民健康保険システムにおいて新たなシステム構築費用（概算で1千万円程度）が本市負担で発生する。数年後に市町村事務処理標準システムへの移行を控えている中、短期間しか運用しない現行システムと、今後運用する市町村事務処理システムへのシステム改修が必要であり、安価とは言えないシステム改修費が二重投資になる。政令指定都市20市のうち9市が当該委託先と契約しており、契約先として最多であり、取り扱えるコンビニエンスストア、スマホアプリ事業者数も最高水準である。収納代行業業に関する業務知見を十分に有しており、安全性の高い事業運営が期待できる。 総務省による自治体システム等標準化（市町村事務処理標準システム）の導入が控えており、短期間に仕様の変更を繰り返すことは公金収納の安全性からも好ましくない。収納代行業者の見直しの検討は標準化規格システムが導入される時期と同一のタイミングが望ましい。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
特定健診等データ管理システム運営	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	860,408,000	本事業においては、国民健康保険中央会が構築し、各都道府県の国民健康保険団体連合会が管理・運営する全国的・標準的なシステムを利用することが不可欠であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
特定健康診査・特定保健指導	2025年4月1日	神戸市医師会 予防医学協会 JA	611,859,000	本業務の実施にあたっては、高い専門知識や保健指導に係る技術・ノウハウが求められることから、業者選定において価格以外の要素を重要視する必要があり、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
後期高齢者健診	2025年4月1日	神戸市医師会 予防医学協会 JA	226,956,000	本業務の実施にあたっては、高い専門知識やノウハウが求められることから、業者選定において価格以外の要素を重要視する必要があるため、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
「保険者レセプト管理システム」運用 管理業務	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	15,917,000	兵庫県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会が全国統一の仕様で開発した「保険者レセプト管理システム」を運用できる県下で唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国民健康保険におけるレセプト及び 療養費支給申請書等の審査支払事務	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	279,315,000	国民健康保険法第45条第5項により、市町村は国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に審査支払事務委託を行うことができると規定されており、そのうち、国民健康保険に係る事務を行っているのは国民健康保険団体連合会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システムサーバ基盤 保守業務	2025年4月1日	(株)インテック	5,148,000	本業務を実施するためには、高い技術、ノウハウ、専門知識が求められるものであり、業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システムオペレータ 業務	2025年4月1日	アイクラフト株式会社	6,099,000	本業務を実施するためには、高い技術、ノウハウ、専門知識が求められるものであり、業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システムアプリケーション保守業務委託契約	2025年4月1日	日本電気株式会社神戸支社	52,132,080	本業務は、既存システムに接続して作業を実施するものであり、既存システムを構築した日本電気株式会社神戸支社以外の者と契約した場合、システムの運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
後期高齢者医療保険料コンビニ収納 代行業務に係る委託契約	2025年4月1日	株式会社電算システム	6,485,000	左記の業務(後期高齢者医療保険料コンビニ収納代行業)の取り扱いは、保険料納付義務者の利便性確保の観点から実施しており、通常、利用が想定されるコンビニエンスストア、スマホアプリ決済に対応していなければ、目的を達成することができないこと、現行システムに合わせたプログラム作成やシステム連携など、専門的な知識と高い技術が必要となることから、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
障害者相談支援センター・障害者地域生活支援拠点事業運営	2025年4月1日	社会福祉法人 協同の苑等	1,367,641,000	障害者相談支援センター事業については、相談支援事業者や利用者等への専門的かつ継続的な支援の必要性が求められることから、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。また、障害者地域生活支援拠点事業については、平成30年度より整備を進め、令和2年度に全区整備が完了した新規事業であり、各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 両事業の運営にあたっては、専門性を有する人材の確保や、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施していることを確認している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
障害者基幹相談支援センター運営	2025年4月1日	社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団	12,900,000	基幹相談支援センターは、中部在宅障害者福祉センターの指定管理業務に位置付け、指定管理者選定を行い、当法人に選定された。 当法人は、基幹として市内19カ所のセンターや特定相談支援事業所の総括を担い、連絡会や研修会の開催などの実績を有し、相談支援専門員の初任者研修等企画運営への参画や、兵庫県下の圏域コーディネーターとの連携を図るなど専門性が高く、人材育成はネットワーク構築等のノウハウもかなり蓄積されており、同水準の運営ができる法人は他にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
障害者総合支援法にかかる介護給付費等の支払い事務の委託	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	29,069,000	障害者総合支援法にかかる介護給付費等の支払いについては、各市町で支払事務を行っているが、同法第29条第7項に介護保険と同様に国保連合会へ委託できる旨が定められている。(他の団体への委託は認められていない) 国民健康保険中央会の下部組織として兵庫県下の事業者に対する支払事務を担当する唯一の団体である、兵庫県国民健康保険団体連合会へ支払事務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
自立支援医療費ほか審査及び支払事務	2025年4月1日	兵庫県社会保険診療報酬支払基金 兵庫県国民健康保険団体連合会	45,291,000	障害者総合支援法にかかる自立支援医療費等の支払いについては、各市町で支払い事務を行っているが、健康保険法第76条第5項に基づき国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金に委託することが可能である。 左記2機関の下部組織として兵庫県下の医療機関に対する支払事務を担当している、兵庫県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金兵庫支部に支払事務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
児童福祉法にかかる障害児給付費等の支払事務委託	2025年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	16,500,000	児童福祉法にかかる障害児給付費等の支払いについては、各市町で支払事務を行っているが、同法に国保連合会へ委託できる旨が定められている。(他の団体への委託は認められていない) 国保連合中央会の下部組織として兵庫県下の事業者に対する支払事務を担当する唯一の団体である、兵庫県国民健康保険団体連合会へ支払事務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
しごとサポート運営業務(東部)	2025年4月1日	株式会社 アソシア	18,556,000	本事業者は、令和2年度に公募に基づき選定し、関係機関と連携した十分な障害者就労支援の実績を有している。 当課における実地調査及び実施事業者評価委員会において、履行状況は良好と評価しており、専門性を有する人員の確保や利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な業務遂行の観点から、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
障害者福祉センター会議室等管理業務	2025年4月1日	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	5,870,000	本事業者は、障害者福祉センターが所在する総合福祉センターの全体の指定管理団体であり、建物全体の管理業務を実施している。本業務は同じ建物内にあって障害者を対象とする当センターの貸会議室等の貸室業務であり、当該団体が管理している総合福祉センターの貸会議室と同種で、事務所、事務機器他機材が共有でき、明らかに有利な契約先であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者東部相談窓口運営業務に係る委託契約	2025年4月1日	(社福)新緑福祉会	12,252,000	・発達障害者相談窓口事業については、利用者等への専門的かつ継続的な支援の必要性が求められることから、5年に一度公募を行うこととしており、障害者支援に実績があり、障害者や家族等が身近な場所で、安心して相談できる体制がある法人へ事業委託することを基本としている。 このため、①障害者相談支援センターを運営する法人であること、②交通の利便性の高さを委託要件としている。 ・(社福)新緑福祉会は、在宅障害者福祉センターの指定管理(R2～R7)を受け、障害者相談支援センターを運営するとともに、障害者を地域で見守る体制づくりを担う障害者地域生活支援拠点事業も実施するなど、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。 ・当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き当法人に委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者中部相談窓口運営業務に係る委託契約	2025年4月1日	(社福)神戸聖隷福祉事業団	13,752,000	・発達障害者相談窓口事業については、利用者等への専門的かつ継続的な支援の必要性が求められることから、5年に一度公募を行うこととしており、障害者支援に実績があり、障害者や家族等が身近な場所で、安心して相談できる体制がある法人へ事業委託することを基本としている。 このため、①障害者相談支援センターを運営する法人であること、②交通の利便性の高さを委託要件としている。 ・(社福)神戸聖隷福祉事業団は、在宅障害者福祉センターの指定管理(R2～R7)を受け、障害者相談支援センターを運営するとともに、障害者を地域で見守る体制づくりを担う障害者地域生活支援拠点事業も実施するなど、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。 ・当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き当法人に委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者西部相談窓口運営業務に係る委託契約	2025年4月1日	(社福)すいせい	12,252,000	・発達障害者相談窓口事業については、利用者等への専門的かつ継続的な支援の必要性が求められることから、5年に一度公募を行うこととしており、障害者支援に実績があり、障害者や家族等が身近な場所で、安心して相談できる体制がある法人へ事業委託することを基本としている。 このため、①障害者相談支援センターを運営する法人であること、②交通の利便性の高さを委託要件としている。 ・(社福)すいせいは、障害者相談支援センター併設を要件とした令和2年度の公募に基づき選定し、関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務を行い、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。 ・当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き当法人に委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者北部相談窓口運営業務に係る委託契約	2025年4月1日	(社福)かがやき神戸	12,252,000	・発達障害者相談窓口事業については、利用者等への専門的かつ継続的な支援の必要性が求められることから、5年に一度公募を行うこととしており、障害者支援に実績があり、障害者や家族等が身近な場所で、安心して相談できる体制がある法人へ事業委託することを基本としている。 このため、①障害者相談支援センターを運営する法人であること、②交通の利便性の高さを委託要件としている。 ・(社福)かがやき神戸は、障害者相談支援センター併設を要件とした令和2年度の公募に基づき選定し、関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務を行い、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。 ・当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き当法人に委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
しごとサポート運営業務(北部)	2025年4月1日	社会福祉法人 陽気会	18,556,000	本事業者は、平成30年度に公募に基づき選定し、関係機関と連携した十分な障害者就労支援の実績を有している。 当課における実地調査及び実施事業者評価委員会において、履行状況は良好と評価しており、専門性を有する人員の確保や利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な業務遂行の観点から、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
しごとサポート運営業務(西部)	2025年4月1日	社会福祉法人 すいせい	18,556,000	本事業者は、令和2年度に公募に基づき選定し、関係機関と連携した十分な障害者就労支援の実績を有している。 当課における実地調査及び実施事業者評価委員会において、履行状況は良好と評価しており、専門性を有する人員の確保や利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な業務遂行の観点から、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
神戸市意思疎通支援事業委託契約	2025年4月1日	社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会	39,628,000	本業務は、聴覚及び音声又は言語機能障害者のコミュニケーションの確保を担う業務である。聴覚障害者等の日常生活に触れ、高い技術をもつ支援者が必要であることから、業者選定において価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員派遣及び養成研修等事業委託契約	2025年4月1日	特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会	7,208,000	兵庫県と県下の中核市及び本市の3者の共同事業として実施している。3者の役割分担として、委託先の調整は兵庫県が実施するものとなっており、令和6年度の委託先として兵庫県が『特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会』を選定しており、本市で競争入札を行うことはできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
失語症者向け意思疎通支援者養成・派遣等事業委託契約	2025年4月1日	一般社団法人兵庫県言語聴覚士会	2,991,771	当事業は、意思疎通に困難が伴う失語症者の支援事業で、地域生活支援事業の必須事業である。兵庫県下の失語症者数は非常に少ないため、事業を効果的かつ効率的に実施できるよう、兵庫県と県下の中核市等(7市)及び本市の3者の共同事業として実施する。3者の役割分担として、委託先の調整は兵庫県が実施するものとなっており、本市で競争入札を行うことはできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
障害者福祉センター条例に基づく委託事業	2025年4月1日	(福)神戸市身体障害者団体連合会	5,830,000	本事業は、身体障害者の社会参加の促進と健康の維持増進及び自立生活の支援を目的に、身体障害児・者及び家族等に対して文化教養の向上に資する講座、スポーツ及びレクリエーション等の開催と社会生活に必要な知識の習得や体験の場を提供するものである。よって、現在の社会状況と障害者の日常の状態などを踏まえ、身体障害者の日常生活における課題や習得すべきスキルを的確に把握する必要がある。 本事業者は、市内の肢体障害者、視覚障害者、聴言障害者の当事者団体で構成される連合体であるため、身体障害者のライフスタイルや生活上で困っていることを、常日頃より当事者から直接聞き十分に把握している。また、居宅介護・重度訪問介護・移動支援(自立支援給付)や福祉有償運送(福祉タクシー)を運営し、障害者の在宅生活の支援を行っている。 身体障害者の状況や困っていること、課題を幅広く迅速かつ的確に把握し、加えて事業者としての障害者支援のノウハウやスキルも有している法人は、市内で他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
ICTを活用した障害者の就労支援業務委託契約	2025年4月1日	社会福祉法人プロップ・ステーション	22,922,000	本事業者は、平成3年の発足後活動を継続しており、ICTを駆使した在宅障がい者の就労支援や能力開発について多くの実績がある。また、障がい者への発注を検討する企業に対する相談支援やマッチングについても精通している。 本業務は、専門性を有する人員の確保や個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があり、本事業者以外に同様の実績が期待できる適切な委託先が存在しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
後期高齢者医療システム データ移行対応	2025年4月24日	日本電気株式会社	11,101,200	現行システムの運用保守および新システムの設計・導入作業を本事業者に委託しており、現行システムと新システムの両方の仕様に最も精通している事業者である。 本業務を正確かつ円滑に進めるためには、神戸市独自の要件や標準化の進捗状況、新システムの仕様に関する知識が必須であるため、本事業者に本業務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
介護保険システム機器更新に係るシステム移行業務(令和7年度)	2025年5月1日	(株)日立製作所神戸支店	125,318,600	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
国民年金システム(職権適用分の登録対応)改修	2025年5月1日	株式会社JSOL	5,368,000	国民年金システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。 また、本事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム保守に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。そのため、本業務を正確かつ円滑に遂行できるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国保連ネットワーク拠点追加	2025年5月1日	株式会社インテック	3,905,000	本業務は、既存の国保連ネットワークに接続して作業を実施するものであり、神戸市国保連ネットワークの設計・構築した株式会社インテック以外の者と契約した場合、システムの運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
事務集約化にともなう介護保険システム設定変更等実施業務	2025年5月8日	(株)日立製作所神戸支店	12,804,000	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
後期高齢者医療システムネットワーク構築業務	2025年5月12日	株式会社インテック	6,402,000	現行の後期高齢者医療システムの基盤は本事業者が構築し、稼働後も兵庫県後期高齢者医療広域連合システムの改修等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積したネットワーク設計や仮想化基盤・仮想端末等にかかる知識を保有することが必須となるため、本事業者に本業務を委託する。 また、設計及び運用保守を行っている本事業者以外に本業務を施行させた場合、既存基盤との瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、基盤運用に支障を生じ業務が立ち行かなくなる恐れがある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
令和7年度届書受付管理システム端末導入支援	2025年6月1日	株式会社JSOL	2,970,000	届書受付管理システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本事業を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)JSOLのみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療資格確認書(年次)引抜・発送業務	2025年6月19日	東洋紙業株式会社	2,640,000	当該事業者は、広域連合において入札を行った結果、資格確認書の作成業者に決定した事業者である。なお本業務は、各市町に納品されてから発送まで約1週間という短期間で約5000件の引き抜き作業を行う必要があるため、資格確認書の受け渡し等のタイムラグが発生すると、スケジュール的に不可能となる。また、紛失等のリスクの観点からも、複数の業者を介入させることは避けなければならない。そのため、本業務は、資格確認書の作成から発送まで一連の流れの中で行うことが可能である作成業者以外には行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国民年金システム(全角二重丸文字の表示置換対応)改修	2025年6月30日	株式会社JSOL	4,950,000	国民年金システムは、株式会社JSOLが開発してきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、本事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム保守に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。そのため、本業務を正確かつ円滑に遂行できるのは、当該事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
介護医療事務センター等電話設備の設置及び内線拠点追加対応に係る業務	2025年7月9日	協和テクノロジズ株式会社	4,345,000	本件は、庁舎間での内線通話ができるよう、電話設備の選定および他拠点の追加設定等をするものであり、神戸市内線網や他庁舎の電話設備を十分に把握しておくことが必須となる。本事業者は、他庁舎の内線網を担う設備を受託しており、神戸市内線網や他庁舎の電話設備を熟知しており、これまでの履行状況も良好であることから、安全かつ確実な履行が期待できる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
介護保険住宅改修・福祉用具購入事務集約化に伴う介護保険システム改修業務	2025年8月1日	(株)日立製作所神戸支店	11,872,733	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、十分な知識とノウハウを有しており、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
みまもりシール事業実施業務	2025年8月1日	しゃか神戸市社会福祉協議会	3,997,057	本事業は、高齢者安心登録事業の登録情報を活用して実施する仕組み(利用者が行方不明になった際に、利用者の衣服等に貼り付けているみまもりシールの二次元コードを読み取り、記載の連絡先にシールの番号を伝えることで登録情報から身元が判明する)であるため、高齢者安心登録事業と本事業は一体的に運営する必要がある。 高齢者安心登録事業と本事業を一体的に受託・運営できる団体は、現在高齢者安心登録事業を受託・運営している本事業者以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
国民健康保険システム改修業務(子ども・子育て支援金納付対応／7年度作業)	2025年8月1日	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(兵庫)	279,748,854	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼働している。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システム 須磨区保険者番号統合対応	2025年8月4日	日本電気株式会社	5,280,000	現行システムの運用保守および新システムの設計・導入作業を本事業者に委託しており、現行システムと新システムの両方の仕様に最も精通している事業者である。 本業務を正確かつ円滑に進めるためには、神戸市独自の要件や標準化の進捗状況、新システムの仕様に関する知識が必須であるため、本事業者に本業務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
こうべ市民福祉交流センタープール可動屋根改修事業	2025年8月28日	㈱横河ブリッジ	71,346,000	本業務は可動屋根を支持する固定柱脚及び台車柱脚の腐食部の補修、トップライトガラス部のシーリング補修等、可動屋根の健全な機能を保持・保全するための設計施工業務である。本業務対象である既存の可動屋根は、横河ブリッジの製品が設置されている。可動屋根の改修には専門的な知識と施工技術が求められ、また、構造的特性や詳細、可動に関する機構などを熟知している必要があり、その設計施工のノウハウや技術はメーカー独自のものである。また、万が一故障や不具合が発生した場合、施設運営に多大な影響を及ぼすため、施工後の性能・作動状態・安全性等についての責任の所在を明確化させる必要があることから、当該設備の製造業者に履行させることが必要である。 以上の理由により、本業務において、当該設備の製造業者(横河ブリッジ)との随意契約を締結する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局政策課
後発医薬品使用促進に係る委託業務	2025年9月1日	一般社団法人 神戸市薬剤師会	2,999,700	神戸市薬剤師会は市内薬剤師の9割以上を会員としており、医薬品についての専門的な知識と技術を有しているとともに、市内の薬局・薬剤師との連携を効率的に実施できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
介護保険システム_住記異動の想定外異動事由取込対応に伴うシステム改修	2025年9月1日	(株)日立製作所神戸支店	6,125,106	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、十分な知識とノウハウを有しており、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
お悩みハンドブックのシステム改修事業	2025年9月1日	株式会社グラファー	3,300,000	お悩みハンドブックは、株式会社グラファーが独自に開発・運用しているWEBサービスであり、そのシステムを改修することは他の事業者には困難であることから、システム改修を行える唯一の事業者である株式会社グラファーと契約を締結する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局相談支援課
しあわせの村総合センター・シルバーカレッジ設備他工事発注等業務	2025年9月4日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	78,999,924	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条では、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること等、当該事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し、事務の全部または一部を行わせるよう努めなければならないとされている。 神戸住環境整備公社は、公共工事に関する専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、左記条件を備えている。また、しあわせの村の施設管理者として現場の状況や調整事項も熟知していることから、特命随意契約の対象として最も適する団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局政策課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
福祉情報システム改修業務(就労選 択支援創設に伴う改修)	2025年9月22日	株式会社アイネス営業本部	2,508,000	福祉情報システムは㈱アイネスが著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため、本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している㈱アイネスのみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
住民記録システム(年金向け備考欄 情報出力対応)改修	2025年9月30日	日本電気株式会社	2,392,500	住民記録システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、本事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム保守に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。そのため、本業務を正確かつ円滑に遂行できるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課